

平成22年度 地域伝統芸能等保存事業実施要綱

I 目的

本事業は、地域の伝統芸能等（伝統芸能、伝統技能、祭り、伝説、神話、民話、習俗等）を映像に記録・保存・収録・発信するとともに、地域伝統芸能等の発表の場等としてのフェスティバル、公演等を開催することにより、地域住民のふるさとづくりへの取組や、地方公共団体の文化を通じた地域づくりの向上に寄与することを目的とする。

II 財団法人地域創造（以下「地域創造」という。）は以下の事業を実施する。

1 映像ライブラリー事業

(1) 市区町村が作成した地域伝統芸能等の映像記録等を保存・収録し、広く一般の用に供するため地域創造内にライブラリーを設置する。

(2) 映像ライブラリーについての利用規則そのほかの事項は別に定める。

2 地域文化資産デジタルコンテンツ発信事業

地域創造のホームページに「ポータルサイト」を開設し、市区町村が作成した地域伝統芸能等の映像記録等をデジタルコンテンツ化して情報を発信する。

3 全国フェスティバル事業

伝統芸能等の保存・継承に関し国民的機運の盛り上げを図るため、全国地域伝統芸能まつり、伝統芸能等の実演、関連シンポジウム、その他地域創造が必要と認めるフェスティバル等を開催することにより実施する。

4 邦楽モデル事業（仮称）

日本の伝統音楽の継承・発展と、公共ホール等を拠点とした地域の活性化を図るため、地域創造がこれまで培ってきた地域の伝統芸能の保存・育成への取組みや、公共ホールにおける地域交流プログラムの手法を活用した、邦楽によるモデル的な普及啓発事業を都道府県等と地域創造が協働して実施する。

Ⅲ 地域創造は以下の事業を助成対象事業とし、助成措置を講じる。

1 映像記録保存事業

(略)

2 都道府県フェスティバル事業

(1) 助成対象事業

住民の地域伝統芸能等に対する意識啓発に資するため、都道府県が実施する地域の伝統芸能等の紹介・発表、関連シンポジウム、その他必要と認められるフェスティバル等の事業。(原則として当該都道府県に所在する公立文化施設等で開催)

(2) 助成対象期間

単年度

(3) 助成対象者

都道府県

(4) 助成対象事業経費

会場借上料、設営・舞台費、宣伝・印刷費、記録費、保険料、その他

(5) 助成額

① 複数の都道府県が連携してフェスティバルを実施する場合

ア 都道府県がフェスティバルを実施する場合

1事業あたり、助成対象事業経費から入場料・参加料収入及び有料配布する図録・パンフレット等の販売収入(以下「入場料等収入」という。)を控除した額の10分の8以内とし、400万円を上限額とする。

イ 都道府県が企画、運営について相当の責任を負う実行委員会等(以下「実行委員会等」という。)を設置しフェスティバルを実施する場合

1事業あたり、実行委員会等の助成対象事業経費から入場料等収入を控除した額の10分の8以内とし、都道府県が負担する額と400万円のいずれか低い額を上限とする。

② 単独でフェスティバルを実施する場合

ア 都道府県がフェスティバルを実施する場合

1 事業あたり、助成対象事業経費から入場料等収入を控除した額の3分の2以内とし、400万円を上限額とする。

イ 実行委員会等を設置しフェスティバルを実施する場合

1 事業あたり、実行委員会等の助成対象事業経費から入場料等収入を控除した額の3分の2以内とし、都道府県が負担する額と400万円のいずれか低い額を上限とする。

(6) 助成の表示

① 都道府県は、事業実施会場及び事業実施に際して作成するチラシ、ポスター、プログラム、看板、報告書等に別途指示する規格による宝くじに関する表示をし、チケット、新聞広告等については、出来る限り宝くじに関する表示をするものとする。

② 都道府県は、事業実施会場及び事業実施に際して作成されるチラシ、ポスター、プログラム、チケット、看板、新聞広告等に、地域創造が助成している旨を次の例示等により表示するものとする。

(例示) ① 助成：財団法人地域創造 ② 助成：(財)地域創造

(7) 助成の申請、決定、助成金の交付等

① 助成の申請

事業への助成を希望する都道府県は、別記様式4による事業助成申請書を地域創造に提出するものとする。

② 助成の決定

地域創造は、提出された事業助成申請書の内容を審査し、助成の採否を決定し、申請都道府県に対し助成の採否を通知するとともに、採択された都道府県に対しては、助成承認額などを決定し、併せて通知するものとする。

③ 事業終了(実績)の報告

都道府県は、事業完了の日から起算して30日以内(事業終了が3月16日以降の場合には4月15日まで)に別記様式5による事業実績報告書2部に下記を添付して地域創造に提出するものとする。

なお、提出期限を過ぎた場合は、助成取り消しとなる場合もある。

ア 事業実施に係る領収書、請求書、支出証拠書等の写し

イ フェスティバルの映像を記録したDVD 3枚

(DVD 本体及び外装(収納ケースその他)にタイトル、都道府県名及び助成の表示をするものとする。

ウ (6)により助成の表示を行ったチラシ、ポスター等を各3部

④ 助成金の交付

地域創造は、事業実績報告書に基づき、その交付すべき助成額を確定した上、都道府県に通知するとともに、助成金を交付するものとする。

⑤ 事業内容の変更

助成内定通知又は助成決定通知を受けた後に事業助成申請書の内容に変更が生じた場合には、都道府県は、次の区分に応じて、直ちに別記様式6による助成承認事業の変更(承認申請・報告)書を提出するものとする。

ア 次に掲げる変更

変更承認申請書等を提出し、地域創造の承認を得るものとする。

なお、助成要件を満たさない場合等変更によっては助成できなくなる場合もある。

(ア) 事業実施者の変更

(イ) 事業実施会場の変更

(ウ) 助成内定(決定)額に影響のある場合の助成対象事業経費等の変更

(エ) その他、事業内容が大幅に変更される場合等地域創造が特に承認を必要とする変更

イ 上記ア以外の変更

変更報告書等により地域創造に報告するものとする。

なお、この場合、地域創造の承認は不要とする。

3 地域伝統芸能継承者(青少年等)育成事業

(1) 助成対象事業

継続的に継承者を育成している地域伝統芸能等で、その継承者である青少年等が当該市区町村に所在する公立文化施設等においてその成果を発表する公演等の事業。

① 市区町村が実施するもの

② 保存会等が実施(又は複数の保存会等が合同実施)する事業に対し

て市区町村が経費を負担するもの

- (2) 助成対象期間
単年度
- (3) 助成対象者
市区町村
ただし、1市区町村あたり1事業を助成対象とする。
- (4) 助成対象事業経費
会場借上料、設営・舞台費、宣伝・印刷費、記録費、保険料、その他
- (5) 助成額
 - ① 上記(1)①の事業
1事業あたり、助成対象事業経費から入場料等収入を控除した額の10分の8以内とし、100万円を上限額とする
 - ② 上記(1)②の事業
1事業あたり保存会等の助成対象事業経費から入場料等収入を控除した経費に対して市区町村が負担する額の10分の8以内とし、100万円を上限額とする。
- (6) 助成の表示
市区町村は、事業実施会場及び事業実施に際して作成されるチラシ、ポスター、プログラム、チケット、看板、新聞広告等に地域創造が助成している旨を次の例示等により表示するものとする。
(例示) ① 助成：財団法人地域創造 ② 助成：(財)地域創造
- (7) 助成の申請、決定、助成金の交付等
 - ① 助成の申請
事業への助成を希望する市区町村は、別記様式4による事業助成申請書にその申請事業が継続して継承者を育成している伝統芸能等であることが分かる資料等を添付し、都道府県を經由して地域創造に提出するものとする。
 - ② 助成の決定

地域創造は、提出された事業助成申請書の内容を審査し、助成の採否を決定し、都道府県を経由して申請市区町村に対し事業の採否を通知するとともに、採択された市区町村に対しては、助成承認額などを決定し、併せて通知するものとする。

③ 事業終了（実績）の報告

地域伝統芸能継承者（青少年等）育成事業を実施した市区町村は、事業完了の日から起算して30日以内（事業終了が3月16日以降の場合には4月15日まで）に別記様式5による事業実績報告書に事業実施に係る領収書、請求書、支出証拠書等の写しを添付し、都道府県を経由して地域創造に提出するものとする。

また、事業の実施にあたり、映像を記録した場合は、DVDにダビングし添付するものとする。

なお、提出期限を過ぎた場合は、助成取り消しとなる場合もある。

④ 助成金の交付

地域創造は、事業実績報告書に基づき、その交付すべき助成額を確定した上、都道府県を経由して市区町村に通知するとともに、助成金を交付するものとする。

⑤ 事業内容の変更

助成内定通知又は助成決定通知を受けた市区町村で、通知を受けた後に事業助成申請書の内容に変更が生じた場合には、次の区分に応じて、直ちに別記様式6による助成承認事業の変更（承認申請・報告）書を都道府県を経由して提出するものとする。

ア 次に掲げる変更

変更承認申請書等を提出し、地域創造の承認を得るものとする。

なお、助成要件を満たさない場合等変更によっては助成できなくなる場合もある。

（ア）事業実施者の変更

（イ）事業実施会場の変更

（ウ） 助成内定（決定）額に影響のある場合の助成対象事業経費等の変更

（エ） その他、事業内容が大幅に変更される場合等地域創造が特に承認を必要とする変更

イ 上記ア以外の変更

変更報告書等により地域創造に報告するものとする。

なお、この場合、地域創造の承認は不要とする。

⑥ 政令指定都市が申請等を行う場合

政令指定都市が上記の事業助成申請書等を提出する場合は、直接地域創造へ提出するものとする。

IV その他

1 地域の文化・芸術活動支援事業（伝統芸能分野）

別に定める「地域の文化・芸術活動支援事業助成要綱」に基づき、地方公共団体等が地域において自主的に実施する伝統芸能分野（能、狂言、歌舞伎などの古典芸能のほか、地域で伝承されている芸能など）における文化・芸術活動事業に対して助成措置を講じる。

2 芸術提供・共催事業（伝統芸能分野）

別に定める「芸術提供・共催事業実施要綱」に基づき、地方公共団体等が主催する地域のニーズを踏まえた伝統芸能の公演を共催する。

3 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に際して必要な事項は別に定めるものとする。